

行政監査結果に係る措置状況報告書

(令和8年10月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第7号

令和8年10月13日

東大阪市監査委員 向 川 茂 弘

同 谷 中 克 行

同 山 崎 毅 海

同 西 村 潤 也

行政監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

目 次

危 機 管 理 室	1
企 画 財 政 部	10

行政監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和 8 年 8 月 31 日

3. 監査結果に関する報告

令和 8 年 4 月 10 日監報第 3 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

災害用備蓄物資の管理等に係る事務事業等

(対象部局)

危機管理室所管事務

<検討又は改善を要する事項>

危機管理室

備蓄物資の管理等について

1 排せつ物凝固剤の備蓄計画について

大阪府域備蓄方針が令和 6 年度に見直され、新たに排せつ物凝固剤を 3 日分以上備えるよう定められた。本市では令和 6 年度補正予算で 1 日分を備蓄済であるが、財政負担の平準化や備蓄物資の増加等による保管場所の狭小化により、残り 2 日分を 15 年かけて備蓄する計画としている。しかしながら、災害の発生は予測不可能であり、過去の災害時にも避難所生活における衛生環境の悪化は生命に関わる大きな問題となっている。

このことから、早期の備蓄が実現されるよう備蓄計画を見直されたい。

措置内容

改善中

排せつ物凝固剤の備蓄に係る保管場所については、令和 8 年 3 月の防災倉庫供用開始により確保できております。可能な限り早期の排せつ物凝固剤の備蓄が実現できるように関係部局と整備見直しを進め、調整してまいります。

2 備蓄倉庫について

備蓄物資を保管している分散倉庫4か所のうちの2か所（日新高等学校及び本庁等（本庁及び旧春宮保育所））並びに、第1次避難所78か所のうちの8か所（枚岡東小学校、花園小学校、荒川小学校、意岐部東小学校、盾津中学校、金岡中学校、楠根中学校、義務教育学校くすは縄手南校前期課程）の実査を行った結果、以下の留意すべき事項が見受けられた。

（1）管理台帳について

ア 備蓄物資について、管理台帳が作成されているものの、保管数や有効期限が管理台帳と一致していないものが見受けられた。

適正に管理されたい。

イ 備蓄物資の管理においては、年1回の棚卸により数量を確認しているものの、棚卸実施までの期間における物資の増減が管理台帳に随時反映されていない。このため、現時点での備蓄数を正確に把握することが困難となり、備蓄物資の紛失等のリスクが高まるなど、備蓄物資の適正な管理に支障を来すおそれがある。

受払簿等を作成し、管理台帳に随時反映されるような仕組みを整備されたい。

措置内容

一部措置済

ア 分散倉庫での備蓄物資については、防災倉庫へ集約した際に保管数や有効期限の確認を行い、新物資システムに適正な情報を登録しました。第1次避難所の備蓄物資については、令和8年度中に適正に管理できるよう保管数や有効期限の確認及び新物資システムへの登録を進めております。

イ 令和8年4月より避難所開設時に使用した備蓄物資は避難所閉鎖後にアンケートを用いて報告の徹底を図り、その情報を基に危機管理室職員が新物資システムに在庫量を更新するように事務手続きを改めております。また、同様に使用期限等が迫り入れ替えを行った物資につきましても新物資システムの登録情報を速やかに更新するように事務手続きを改めるなど、管理台帳に随時反映できる仕組みを整備しました。

(2) 備蓄倉庫の保管状況について

ア 第1次避難所の備蓄倉庫に備蓄物資の品名や数量を記載した一覧表や配置図が整備されていなかった。また、備蓄物資には一部品名の表示がなく、外観からすぐに品名を把握することが困難なものが見受けられた。

備蓄物資を迅速かつ的確に配布できるように、誰が見ても分かりやすい備蓄倉庫の整備を図られたい。

イ 第1次避難所の備蓄倉庫に備え付けられている懐中電灯が、即時に使用できる場所に保管されておらず、点灯の確認も行われていなかった。

また、分散倉庫においては、懐中電灯は備え付けられていなかった。

災害発生時は、停電等明かりがない場合も想定されることから、即時に使用できるよう整備されたい。

ウ 第1次避難所の備蓄倉庫の室内電灯は発電機を使用する必要があるが、室内電灯の使用方法を示す案内が掲示されていないものが見受けられ、点灯の確認も行なわれていなかった。

誰が見てもわかりやすい掲示をするとともに、定期的に点灯の確認をされたい。

エ 梱包されている物資を取り出すためのハサミ等切断用品が備え付けられていない。

備蓄物資を迅速に配布できるように、切断用品を備え付けられたい。

措置内容

一部措置済

- ア 第1次避難所の備蓄倉庫に備蓄物資の品名や数量を記載した一覧表の掲示作業や外装表示のない備蓄物資に内容物を判別できる表示の掲示を行うなど、誰が見てもわかりやすい備蓄倉庫となるための整備を令和8年4月より順次進めております。可能な限り早期に整備が完了するよう今後も努めてまいります。
- イ 第1次避難所の備蓄倉庫内にある懐中電灯は即時に使用できる場所での配置となるように備蓄倉庫内の整理を令和8年4月より順次進めており、可能な限り早期に整理が完了するよう今後も努めてまいります。また、分散倉庫につきましては、危機管理室執務室内のすぐに持ち出せる場所に懐中電灯を保管し、分散倉庫等に向かう職員が即時に使用できるよう改めております。なお、備蓄倉庫の年1回の棚卸の際に、危機管理室執務室内で保管する懐中電灯を含めて点灯確認を行い、適正に管理してまいります。
- ウ 第1次避難所内の備蓄倉庫における作業用照明については、懐中電灯による照明確保に改めることとしております。また、発電機については、避難者の携帯端末充電用など避難所運営の中で活用するように改めることとしており、懐中電灯の配置改善措置が完了した後、避難所配備職員等への周知を行う予定としております。
- エ 第1次避難所の施設管理者と調整を行い、災害発生時にはハサミ等の切断用品を始め、筆記用具等の提供について承諾を得ており、備蓄物資を迅速に配布できる体制を整えました。

(3) 備蓄倉庫までの動線について

第1次避難所において、校舎の工事に伴い、備蓄倉庫への通路がフェンスにより封鎖されるとともに、ワイヤーロックで施錠されており、学校及び教育委員会事務局並びに危機管理室で解錠番号が共有されていなかったものが見受けられた。

備蓄倉庫への通路が施錠された状態で災害が発生した場合、迅速に備蓄物資を搬出することが困難になることから、同様の事案が生じないよう連絡が必要とされる場合を三者で共有し、施設の管理状況を的確に把握されたい。

措置内容

改善中

学校及び教育委員会事務局並びに危機管理室で共有する情報につきましては、現在、新たに備蓄物資を保管することになる教室等への動線情報の追加など、施設の管理状況を的確に把握するために共有が必要な情報の整理を進めています。

情報共有の必要性については学校及び教育委員会事務局に指摘後速やかに伝達済みであり、共有が必要な情報の整理が終わりましたら速やかに情報の連携を図ってまいります。

3 事業者に対する物資備蓄の啓発について

地域防災計画において、「市は、大阪府や関西広域連合、大学等と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や「事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン」の周知、広報等を行うなど、交通機関の運行が停止した際に学生、来店者、従業員等を待機させることや備蓄等について働きかける。」としている。しかしながら、事業者への物資備蓄の啓発は一部の事業者に対しての実施に留まっている。

本市は総人口より昼間人口が多く、状況によって災害時に多くの就業者や学生への対応が求められる。本市で備える備蓄物資には限りがあることから、事業者に対する物資備蓄の啓発を検討し、実行されたい。

措置内容

措置済

事業者に対する備蓄物資の啓発につきましては、令和8年3月に新たな啓発用ウェブサイトを作成し、幅広い事業者への啓発を行える体制を整えました。また、令和8年7月6日及び9月1日に東大阪市商工会議所にて開催した商工会議所会員向けの防災講演会において、200を超える事業者に対し、災害に備えた備蓄物の啓発を行いました。今後もウェブサイトによる日常的な周知に加え、関係部局と連携した防災講演会や各種イベントなどの機会を活用し、事業者による備蓄への取り組みが進むよう啓発を行ってまいります。

市の施設における災害時の避難所等の運営について

1 第2次及び第3次避難所の避難所運営マニュアル等について

第1次避難所が不足した場合に開設される第2次及び第3次避難所については、地域防災計画上の役割分担として、市民生活部の一部及び公民連携協働室が防災体制班として、避難所の開設等の災害対策活動に対応することとされているが、災害発生時に円滑に避難所の開設等を行うための具体的なマニュアルが整備されていない。

第2次、第3次避難所は、備蓄物資の状況や施設設備などの受入環境が第1次避難所と大きく異なるため、運用面で調整を要する事項が多い。危機管理室と防災体制班が相互に協力して、施設に応じた避難所運営マニュアル等を早急に整備されたい。

措置内容

改善中

第2次及び第3次避難所は施設ごとの構造及び設備が大きく異なることから、令和8年4月よりマニュアルを作成する上で必要となる施設ごとの避難場所として使用を想定している区画等の情報整理を行っているところです。情報の整理が済み次第、施設管理者との協議を行い、可能な限り速やかに避難所運営マニュアルが策定できるように防災体制班とも連携・協力しながら進めてまいります。

2 指定管理施設の大規模災害運営マニュアル等について

(1) 避難所等運営における指定管理者と市の役割分担について

平成 29 年 4 月 25 日付け総務省通知において、避難所として指定されていない場合も含め、大規模災害時における指定管理者と市の役割分担や費用負担について、あらかじめ明確にする必要があると示されている。

行財政改革課では、募集要項のひな型を作成しており、指定管理者に災害時の対応を義務付けているが、大規模災害時における指定管理者と市の役割分担を明確に規定した避難所等運営マニュアル等が整備されていない。大規模災害においては、指定避難所等が被害を受けて使用が困難になる場合、指定避難所等に指定されていない施設に避難者が集まり実質的に避難所等として運営される場合、避難生活の長期化に伴い第 1 次避難所である小中学校等が授業を再開する際の移送先となる場合など、指定避難所等以外の指定管理施設を避難所等として運営することも想定される。

指定管理施設における災害対応については、指定管理者、市民、市が三位一体となって取り組む必要がある。大規模災害発生時には、地域防災計画における指定避難所等としての位置付けや備蓄物資の有無に関わらず、避難者が発生することを想定し、初動に遅れが生じないよう施設に応じた役割分担について、あらかじめ明確に定められたい。

措置内容

改善中

指定管理施設における大規模災害時の対応について、指定管理者が作成する災害対応マニュアル等に記載すべき必要項目を整理しました。既に作成されている指定管理者の災害対応マニュアル等について、整理した必要項目の記載状況を確認しました。

確認の結果、役割分担や災害時の施設運営等について補記・修正が必要な場合は、所管課を通じて指定管理者に必要な対応を依頼するとともに、施設に応じた市と指定管理者との役割分担について整理を行ってまいります。

行政監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和 8 年 8 月 25 日

3. 監査結果に関する報告

令和 8 年 4 月 10 日監報第 3 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

災害用備蓄物資の管理等に係る事務事業等

(対象部局)

企画財政部所管事務

<検討又は改善を要する事項>

行財政改革課

市の施設における災害時の避難所等の運営について

2 指定管理施設の大規模災害運営マニュアル等について

(1) 避難所等運営における指定管理者と市の役割分担について

平成 29 年 4 月 25 日付け総務省通知において、避難所として指定されていない場合も含め、大規模災害時における指定管理者と市の役割分担や費用負担について、あらかじめ明確にする必要があると示されている。

行財政改革課では、募集要項のひな型を作成しており、指定管理者に災害時の対応を義務付けているが、大規模災害時における指定管理者と市の役割分担を明確に規定した避難所等運営マニュアル等が整備されていない。大規模災害においては、指定避難所等が被害を受けて使用が困難になる場合、指定避難所等に指定されていない施設に避難者が集まり実質的に避難所等として運営される場合、避難生活の長期化に伴い第 1 次避難所である小中学校等が授業を再開する際の移送先となる場合など、指定避難所等以外の指定管理施設を避難所等として運営することも想定される。

指定管理施設における災害対応については、指定管理者、市民、市が三位一体となって取り組む必要がある。大規模災害発生時には、地域防災計画における指定避難所等としての位置付けや備蓄物資の有無に関わらず、避難者が発生することを想定し、初動に遅れが生じないよう施設に応じた役割分担について、あらかじめ明確に定められたい。

措置内容

措置済
令和 8 年度分より、指定避難所の位置付け等にかかわらず、避難者が発生した場合の指定管理者の対応方法について、協定書に盛り込みました。

(2) 避難所等として使用する場合の費用負担について

平成 29 年 4 月 25 日付け総務省通知において、避難所として指定されていない場合も含め、大規模災害時における指定管理者と市の役割分担や費用負担について、あらかじめ明確にする必要があると示されている。

行財政改革課では、協定書のひな型を作成しており、指定管理者の判断で行った天災への対応における費用負担として、市が負担する原則的な考え方を示すとともに、その考えに基づき双方の協議で決定すると規定しているものの、具体的な費用負担のあり方や協議の方法について明確にしていない。即時の判断が求められる大規模災害時において、より明確なものでなければ避難者の安全確保や避難所等の運営に支障を来すおそれがある。

指定管理施設を避難所等として運営することによって発生する費用や休館等による収入の補填など、費用負担のあり方や協議の方法について、市と指定管理者の間で、あらかじめ明確に定められたい。

措置内容

措置済
令和 8 年度分より総務省事務連絡にて示された「災害に対応したリスクマネジメント」（財団法人地域総合整備財団）での例示水準になった規定を協定書に盛り込みました。